

船橋市立リハビリテーション病院運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市立リハビリテーション病院（以下「リハビリ病院」という。）の管理について、船橋市立リハビリテーション病院条例（平成17年条例第48号。以下「条例」という。）第13条に基づく管理の実績の評価等を行うため、及びリハビリ病院の管理に関する重要事項を審議するため、船橋市立リハビリテーション病院運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 条例第13条第2項の中期目標を策定すること。
- (2) 指定管理者が定めた条例第13条第3項の中期目標に基づく行動計画を審査すること。
- (3) 条例第11条の事業報告書に基づき、中期目標に係る目標達成期間及び毎事業年度における管理の実績について評価すること。
- (4) 中期目標の期間の終了時において、管理の実績について評価すること。
- (5) 前4号に定めるもののほか、管理に関する重要事項を審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 経営識者
- (2) 船橋市医師会から推薦のあった医師
- (3) 船橋歯科医師会から推薦のあった歯科医師
- (4) 船橋薬剤師会から推薦のあった薬剤師
- (5) 千葉県理学療法士会から推薦のあった理学療法士
- (6) 病院管理に関する識見を有する者
- (7) 公募市民

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることがある。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の開催等)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条第1号の中期目標のうちリハビリ病院が達成すべき診療成果に関する目標を策定する専門部会（以下、「診療アウトカムに関する専門部会」という。）を設置することができる。

2 診療アウトカムに関する専門部会の委員（以下、「専門委員」という。）は、次に掲げる区分及び人数に応じ、識見を有する者及び委員会委員から市長が委嘱する。

(1) 医療機関相互の連携及び医療機関等における質的評価に関し高い知見を有する者 1人

(2) 委員会委員のうち地域医療に従事する者 1人

(3) 医療センター代表者 2人

3 専門委員の任期は、委嘱の日から6月以内とし、市長が定める。

4 専門委員会に座長を置くものとし、第2項第1号の委員をもって当てる。

5 座長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表し、専門部会における審議の結果を委員会に報告するものとする。

6 専門部会は、必要に応じて、参考人を招聘することができる。

7 第5条及び第6条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、第6条第2項中「半数」とあるのは「3人」と読み替えるものとする。

8 前7項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、座長が専門部会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉局健康・高齢部健康政策課において処理する。

(災害補償)

第9条 委員会及び専門部会の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年１２月１日から施行する。